

税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて
の一部改正について

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成16年1月19日財務省令第1号）が平成16年1月19日から施行されることに伴い、税関手続申請システムに新たに手数料関係の23手続を追加することとし、このため、標記通達の一部を下記のとおり改正し、同日から実施することとしたので、了知されたい。

記

税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）の一部を次のように改正する。

1．第1章1 - 1中(13)を(14)とし、(3)から(12)までを1号ずつ繰り下げ、(2)の次に次の1号を加える。

(3) 税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）…………… 手数料令

2．第2章第1節中1 - 10を1 - 11とし、1 - 7から1 - 9までを1項ずつ繰り下げ、1 - 6の次に次の1項を加える。

（不開港出入の許可の申請）

1 - 7

(1) 外国貿易船等の船長等が、システムを使用して、不開港への出入の許可の申請を行う場合には、「不開港出入許可申請業務」により、不開港の名称、出入しようとする船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(3) (2)の規定による不開港出入の許可情報の登録は、不開港出入許可手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、船長等は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

3．第2章第4節中4 - 3を4 - 4とし、4 - 2の次に次の1項を加える。

(指定地外貨物検査の許可の申請)

4 3

- (1) 輸出申告(積戻し申告を含む。)又は輸入申告を行った貨物の検査(旅具通関に係るものに限る。)を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請(旅具)業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

4. 第3章3-1の(7)を次のように改める。

- (7) システムを使用して行われた輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ通関担当部門に対して当該訂正についての申し出を行わせた後、当該輸出申告に係る「申告控情報」を「輸出申告控」として出力させ、当該輸出申告控に必要な訂正を行わせて、当該輸出申告に係る「許可・承認等通知情報」を「許可・承認等通知書」として出力したものを添付の上、これを提出することにより行わせるものとする。

なお、訂正を認めた場合には、当該輸出申告について「原本訂正情報登録業務」を行う必要があるので留意する。

5. 第3章第4節中4-39を4-40とし、4-12から4-38までを1項ずつ繰り下げ、4-11の次に次の1項を加える。

(指定地外貨物検査の許可の申請)

4-12

- (1) 輸出申告(積戻し申告を含む。)又は輸入申告を行った貨物についての税関検査(旅具通関に係るものを除く。)を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請(商用貨物)業務」により、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物

検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

6. 第3章6-2を次のように改める。

(登録免許税の納付の手續)

6-2 システムにより通関業の許可を受けた者は、通関業の許可の日から20日を経過する日までに、後記第6章の規定により、通関業の許可に係る登録免許税を納付しなければならない。

7. 第4章第2節中2-20を2-22とし、2-13から2-19までを2項ずつ繰り下げ、2-12の次に次の2項を加える。

(製造用原料品等による製造の終了の届出)

2-13

(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この章において「製造用原料品等」という。)による製造の終了の届出を行う場合には、「製造用原料品等製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。

(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)

2-14

(1) 製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、飼料製造用原料品による製造の終了の届出を行う場合には、「飼料製造用原料品製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。

8. 第4章3-11(1)中「製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この節において「製造用原料品等」という。)」を「製造用原料品等」に改める。

9. 第4章第4節中4-15を4-17とし、4-12から4-14までを2項ずつ繰り下げ、4-11の次に次の2項を加える。

(コンテナの承認の申請)

4-12

(1) 製造後のコンテナにつき承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ個別承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに

- 入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
 - (3) (2)の規定によるコンテナの承認情報の登録は、コンテナの承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(コンテナの設計型式による承認の申請)

4 - 1 3

- (1) 本邦において製造するコンテナにつき設計型式による承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ型式承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
 - (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
 - (3) (2)の規定によるコンテナの設計型式による承認情報の登録は、コンテナの設計型式による承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。
- 1 0 . 第4章第6節の見出し中「その他」を「その他の」に改める。
- 1 1 . 第5章を第7章とし、第4章の次に次の2章を加える。
- 第5章 監視・業務・調査保税関連業務（その他の手続）

第1節 臨時開庁承認申請業務

(臨時開庁の承認の申請)

1 - 1

- (1) 税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者が、システムを使用して、臨時開庁の承認の申請を行う場合には、「臨時開庁承認申請業務」により、申請者名、申請種別コード、申請の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 税関の担当部門は、税関の執務時間内に行われた臨時開庁の承認の申請について、臨時開庁承認申請情報（レコーダ）に基づき「臨時開庁承認申請一覧取出業務」を行い、審査を行った上、当該申請を承認しようとするときは承認情報を、不承認としようとするときは不承認情報を、それぞれシステムに登録するものとする。
- (3) (2)の規定による臨時開庁の承認情報の登録は、臨時開庁承認手数料の

納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定により申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

なお、(2)の規定により、承認情報が登録された場合には第6章1-4の規定により保留が解除された時に「臨時開庁承認通知情報」が、不承認情報が登録された場合には直ちに「臨時開庁不承認通知情報」が、それぞれ(1)の申請を行った者に対して送信される。

(臨時開庁承認申請の訂正又は取消し)

- 1 - 2 システムを使用して行われた臨時開庁承認申請の後、税関により当該申請に係る「臨時開庁承認申請一覧取出業務」又は「臨時開庁承認業務」が行われるまでの間に、システムを使用して当該申請内容の訂正又は当該申請の取消しを行う場合には、「臨時開庁承認申請変更呼出業務」により当初の申請内容を呼び出して、訂正区分及び訂正を必要とする項目等必要事項をシステムに入力し、送信させることにより行わせるものとする。

第2節 臨時開庁手数料予納手続

(臨時開庁の承認申請に係る手数料予納の承認の申請)

2 - 1

- (1) 手数料令第14条第1項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、当該承認の担当部門に係る「手数料予納承認申請(臨時開庁)業務」により、申請者名、臨時開庁承認を行う税関官署、月平均の臨時開庁承認件数(過去6か月分)等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (1)の担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(臨時開庁承認手数料の予納)

2 - 2

- (1) 手数料令第14条第1項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けた者が、システムを使用して、毎月分の見積額の納付を行う場合には、当該承認を行った担当部門に係る「手数料予納(臨時開庁)業務」により、申請者名、承認を受けた税関官署コード、予納承認申請受理番号等必要事項をシステムに入力し、送信させるものとする。
- (2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、予納を行わせる場合には、システムを通じてその旨の情報を登録するものとし、後記第6章の規定に

より、予納手数料を電子的に納付させるものとする。

第3節 証明書類交付申請手続

(証明書類の交付の申請)

3 - 1

- (1) 税関の事務についての証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付の担当部門に係る「証明書類交付申請業務」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。
- (3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。

なお、証明書類の交付は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税関に出力される領収済通知情報を確認した上で、窓口において書面により行うこととなるので、留意する。

第6章 電子納付

(納付情報の通知)

- 1 - 1 システムを使用して行った申請等又は当該申請等に係る許可、承認等について、手数料又は登録免許税(以下この章において「手数料等」という。)の納付が必要となる場合には、システムを通じて、その納付すべき手数料等に係る納付番号、確認番号及び収納機関番号(以下「納付情報」という。)が配信されるので、留意する。

(手数料等の電子納付)

- 1 - 2 前項の規定により納付情報の通知を受けた場合には、当該納付情報に係る手数料等の納付の方法は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、当該納付情報を入力して納付する方法によらなければならない。

(納付の事実の確認)

- 1 - 3 前項の規定により、手数料等の納付が電子的に行われた場合には、当該手数料等を領収した金融機関から、システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信され、手数料等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報によりシステムによって自動的に行われるので、留意する。

(保留された情報の自動登録)

- 1 - 4 税関の担当部門によりシステムを通じて行われた許可、承認等に係る情報の登録が、手数料等の納付が行われていないことによりシステムによって一時保留されている場合において、当該手数料等の納付の事実について前項の確認がされたときは、当該保留は、システムにより自動的に解除されることとなるので、留意する。